

加古川市公の施設の使用料等の減免取扱要綱

令和元年10月1日

市長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例又は規則で定めるものを除くほか、市が設置する公の施設（以下「施設」という。）の使用料又は利用料金の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市が主催する事業)

第2条 施設を市が主催する事業のために使用し、又は利用するときとは、次に掲げる事業等を実施するために施設を使用し、又は利用する場合とする。

(1) 市が主催する事業

(2) 市が委託した事業

(3) 市が負担金等を支出し、他の地方公共団体等と構成する団体が実施する事業

(4) 市が事務局を担う実行委員会（市長又は教育長が会長であるものに限る。）が実施する事業

(市が共催する事業)

第3条 施設を市が共催する事業のために使用し、又は利用するときとは、加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱（平成30年4月1日市長決定）又は加古川市教育委員会の後援等の承諾に関する内規（平成28年11月16日教育長決定）に基づき共催する事業を実施するために施設を使用し、又は利用する場合とする。

(公共的団体が公益のために使用するとき)

第4条 施設を公共的団体が公益のために使用し、又は利用するときとは、次に掲げる団体が、福祉、社会教育、教育、保育その他の不特定多数の者の利益を目的とした活動（当該施設の設置目的に応じた活動に限る。）のために施設を使用し、又は利用する場合とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」とい

う。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

(2) 市内の町内会、PTA、少年団、老人会、婦人会、自主防災組織その他これらに類する団体

(3) 社会福祉法人加古川市社会福祉協議会、加古川市民生児童委員連合会、加古川保護区保護司会、加古地区更生保護女性会、加古川市シニアクラブ連合会、加古川市障がい者団体連絡会、加古川市視覚障害者福祉協会、加古川市身体障害者福祉協会、加古川市手をつなぐ育成会、加古川中途失聴・難聴者協会、加古川ろうあ協会、加古川市肢体不自由児(者)父母の会、加古川市障害者施設連絡会その他これらに類する団体

(4) 市内の営農組合、土地改良区その他これらに類する団体

(5) 加古川市スポーツネットワーク委員会、加古川市スポーツ協会(加盟団体を含む。)、加古川市スポーツ推進委員会、NPO法人加古川総合スポーツクラブ、加古川市文化連盟(加盟団体を含む。)、加古川市中学校体育連盟、兵庫県高等学校体育連盟その他これらに類する団体

(6) 公益財団法人加古川市国際交流協会、一般財団法人加古川市ウェルネス協会、公益財団法人加古川市食肉公社、公益財団法人東播臨海救急医療協会、公益財団法人加古川総合保健センター、公益社団法人加古川市シルバー人材センター、一般社団法人加古川観光協会、地方独立行政法人加古川市民病院機構、加古川市土地開発公社

(施設の特性に応じた減免基準)

第5条 次に掲げる規定に定める市長が特に必要と認めるとき及び市長が定める額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表により難い特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 加古川市人権文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成26年規則第52号)第5条第1項第6号

- (2) 加古川市立屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年規則第2号）第4条第1項第4号
- (3) 加古川市民交流ひろばの設置及び管理に関する条例施行規則（令和4年規則第12号）第5条第1項第5号
- (4) 加古川市立農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成元年規則第16号）第6条第1項第4号
- (5) 加古川市立地域産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年規則第24号）第9条第1項第4号
- (6) 加古川市立しろやま農業研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年規則第30号）第9条第1項第4号
- (7) 加古川市立いずみプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年規則第46号）第6条第1項第4号

- (8) 加古川市都市公園条例施行規則（昭和51年規則第25号）第4条第2項第4号

2 次に掲げる規定に定める利用料金の減額又は免除に係る基準を市長が承認する基準は、別表第2のとおりとする。ただし、同表により難い特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 加古川市立志方体育館の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第40号）第4条第5項
- (2) 加古川市立日岡山体育館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第33号）第7条第5項
- (3) 加古川スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第27号）第4条第4項
- (4) 加古川市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第14号）第4条第5項
- (5) 加古川市立漕艇センターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第30号）第5条第4項
- (6) 加古川市民プールの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）第6条
- (7) 加古川市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第15号）第

6条第4項

(8) 加古川市民会館条例（昭和47年条例第30号）第4条第5項

(9) 加古川総合文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第19号）

第6条第6項

(10) 加古川市立松風ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号）

第4条第5項

(11) 加古川ウェルネスパークの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第22号）

第6条第5項

(12) 加古川海洋文化センターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第4号）

第5条第5項

(13) 加古川市見土呂フルーツパークの設置及び管理に関する条例（平成11年条例第

12号）第6条第5項

(14) 加古川市都市公園条例（昭和34年条例第7号）第9条の2第4項

(15) 加古川市立総合体育館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第30号）第6条第5項

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の使用に係る使用料又は利用に係る利用料金の減免について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第5号の改正規定及び別表第1加古川市民交流ひろばの項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2加古川市立総合体育館の項及び加古川運動公園陸上競技場の項の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免について適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表第1及び第2の規定は、令和8年8月1日以後の利用に係る使用料又は利用料金の減免について適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の加古川市公の施設の使用料等の減免取扱要綱の規定により適用した使用料又は利用料金の減免については、この要綱の規定により減免したものとみなす。

別表第1（第5条関係）

施設名称	市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額
加古川市人権文化センター	<p>(1) 加古川市人権・同和教育協議会及び加古川市人権啓発推進員協議会が使用するとき。</p> <p>(2) かこ☆くら活動ガイドライン（令和7年7月15日市長決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき登録された団体（以下「地域クラブ」という。）のうち、ガイドラインに定める登録Ⅰの区分に該当する団体（以下「登録Ⅰの団体」という。）が地域クラブ活動（ガイドラインに定める地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に使用するとき。</p>	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、ガイドラインに定める登録Ⅱの区分に該当する団体（以下「登録Ⅱの団体」という。）が地域クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の5に相当する額
加古川市立屋内ゲートボール場すぱーく加古川	地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の全額
	<p>(1) 学校が部活動に使用するとき。</p> <p>(2) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に使用するとき。</p>	当該使用料の10分の5に相当する額
	当該使用に係る使用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該使用料の10分の3に相当する額
加古川市民交流ひろば	<p>(1) 公益財団法人加古川市国際交流協会が使用するとき。</p> <p>(2) 次の団体が青少年の健全育成のために使用するとき。</p> <p>ア 加古川市青少年育成連絡協議会</p> <p>イ 加古川市少年団指導者協議会</p> <p>ウ 加古川市少年補導委員会</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に使用するとき。</p>	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の5に相当する額
加古川市立農村環境改善センター	<p>(1) 東部土地改良区及び雁戸井土地改良区が使用するとき。</p> <p>(2) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に使用するとき。</p>	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の5に相当する額

加古川市立 地域産業振 興センター	地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の 5に相当する額
加古川市立 しろやま農 業研修セン ター	地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の 5に相当する額
加古川市立 いずみプラ ザ	地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の 5に相当する額
志方東公園 多目的運動 場の照明施 設	地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の全額
	地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域 クラブ活動に使用するとき。	当該使用料の10分の 5に相当する額

別表第 2 (第 5 条関係)

施設名称	減免対象	減免内容
加古川市立 志方体育館	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市立志方体育館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 障がい者及びその介助者(1人に限る。)が利用するとき(個人利用に限る。) (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市立 日岡山体育館	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市立日岡山体育館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 障がい者及びその介助者(1人に限る。)が利用するとき(個人利用及びトレーニング施設に限る。) (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額

加古川スポーツ交流館	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が加古川スポーツ交流館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の全額
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の10分の5に相当する額
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市立武道館	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が加古川市立武道館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の全額
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（個人利用に限る。）。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の10分の5に相当する額
	<p>(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。</p> <p>(2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。</p>	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市立漕艇センター	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が加古川市立漕艇センターに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の全額

	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（宿泊施設に限る。）。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の10分の5に相当する額
	<p>(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。</p> <p>(2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。</p>	当該利用料金の10分の3に相当する額
浜の宮市民プール	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が浜の宮市民プールに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 加古川市立浜の宮小学校、加古川市立浜の宮幼稚園及び浜の宮保育園が授業で利用するとき。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の全額
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の10分の5に相当する額
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
日岡山市民プール	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が日岡山市民プールに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	当該利用料金の全額
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限</p>	当該利用料金の10分の5に相当する額

	る。)が利用するとき。 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市総合福祉会館	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市総合福祉会館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 以下の団体が福祉活動に利用するとき。 ア 加古川市民生児童委員連合会 イ 社会福祉法人加古川市社会福祉協議会 ウ 加古川保護区保護司会 エ 加古地区更生保護女性会 オ 加古川市シニアクラブ連合会 カ 加古川市障がい者団体連絡会 キ 加古川市視覚障害者福祉協会 ク 加古川市身体障害者福祉協会 ケ 加古川市手をつなぐ育成会 コ 加古川中途失聴・難聴者協会 サ 加古川ろうあ協会 シ 加古川市肢体不自由児(者)父母の会 ス 加古川市障害者施設連絡会 セ 加古川市ボランティアセンター登録団体 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (3) 福祉団体が公益のために利用するとき。 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額

加古川市民会館	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市民会館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川総合文化センター	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川総合文化センターに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（博物館、宇宙科学館及びプラネタリウム館に限る。）。 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市立松風ギャラリー	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市立松風ギャラリーに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額

	<p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	
	<p>公共的団体が公益のために利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の10分の3に相当する額</p>
加古川ウェルネスパーク	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が加古川ウェルネスパークに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の全額</p>
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（スポーツ施設に限る。）。</p> <p>(4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の10分の5に相当する額</p>
	<p>公共的団体が公益のために利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の10分の3に相当する額</p>
加古川海洋文化センター	<p>(1) 市が主催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 指定管理者が加古川海洋文化センターに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の全額</p>
	<p>(1) 市が共催する事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 学校が部活動に利用するとき。</p> <p>(3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の10分の5に相当する額</p>
	<p>公共的団体が公益のために利用するとき。</p>	<p>当該利用料金の10分の3に相当する額</p>

加古川市見土呂フルーツパーク	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市見土呂フルーツパークに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
日岡山公園グラウンド	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が日岡山公園グラウンドに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
日岡山公園第1テニスコート	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が日岡山公園第1テニスコートに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。 	当該利用料金の10分の3に相当する額
日岡山公園 第2テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が日岡山公園第2テニスコートに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。 	当該利用料金の全額
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。 	当該利用料金の10分の5に相当する額
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。 	当該利用料金の10分の3に相当する額
日岡山公園 野球場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が日岡山公園野球場に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。 	当該利用料金の全額
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。 	当該利用料金の10分の5に相当する額
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。 	当該利用料金の10分の3に相当する額
志方東公園 テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が志方東公園テニスコートに係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が 	当該利用料金の全額

	地域クラブ活動に利用するとき。	
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川市立総合体育館	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川市立総合体育館に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき。 (3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（個人利用及びトレーニング施設に限る。）。 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の10分の5に相当する額
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。 (2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
加古川運動公園陸上競技場	(1) 市が主催する事業のために利用するとき。 (2) 指定管理者が加古川運動公園陸上競技場に係る管理業務又は市長が適当と認めた事業計画に基づく業務のために利用するとき。 (3) 地域クラブのうち、登録Ⅰの団体が地域クラブ活動に利用するとき。	当該利用料金の全額
	(1) 市が共催する事業のために利用するとき。 (2) 学校が部活動に利用するとき (3) 障がい者及びその介助者（1人に限る。）が利用するとき（個人利用に限る。）。 (4) 地域クラブのうち、登録Ⅱの団体が	当該利用料金の10分の5に相当する額

	地域クラブ活動に利用するとき。	
	(1) 公共的団体が公益のために利用するとき。	当該利用料金の10分の3に相当する額
	(2) 当該利用に係る利用者の半数以上が障がい者であるとき。	